

会期：R6.1.20～2.25、於：大村市歴史資料館 企画展示室

【凡例】

- 一、展示中の古文書等のうち、一部を除いて翻刻した。
- 一、掲載順は展示の順路に従い、最初に資料名、次に本文を記載した。掲載した古文書は、すべて当館の所蔵若しくは寄託資料である。
- 一、冊子体のもは、関係箇所のみを翻刻した。
- 一、翻刻に当たっては、漢字の旧字体(正字体)及び異体字は、固有名詞を除き、常用漢字に改めた。
- 一、適宜、句読点を付した。
- 一、「ろ」「江」「茂」「与」などの助詞の変体仮名、またカタカナ表記などは原文どおりに記し、大きさも統一した。
- 一、踊り字の「く」については、「々」で統一した。
- 一、虫損や破損等で判読困難な文字は□とし、文字数が推定できない場合は「」で示した。文字を推定した場合「○カ」とし、原文ままの文字は、文字の横に(マ)と記した。抹消文字で、元の字が判明できるものは⓪、できないものは■とした。
- 一、編者による推定など、注記に関わるものは()で記した。
- 一、紙幅の都合上、欠字や平出、簡条書きの部分などを除いて、原史料の行替えには従わずに記載した。また、改行を示す記号も省略した。

◆朝鮮出兵二付大岡御内書

急度被仰出候、大村新八郎召連高麗へ罷渡候者並留守居之者、帳面二書載可相越候、其外高麗へ不罷渡之族於在之者、可被加御成敗候、次留守居之者妻子大坂へ来十五日以前二急速可指上候、来三月被成御渡海御仕置被仰付、御帰朝之間事候条、早々可指上候、不可由断候、尚浅野弾正・長束大蔵太輔・寺澤志摩守・石田木工頭・木下半介可申候也、
(豊臣秀吉)
 正月三日(朱印)

大村新八郎

留守居中

◆キリシタン一件二付書状

大坂不慮ニ御心ヲ被為替候ニ付て御父子様御上洛被為成、今程大坂取まかせ被為御取出、以下臆而出来可仕候、然者、きりしたんの義、左兵衛殿次第二被仰付之由、御尤候御事に候、爰元之様体委可申入候へとも、御使者御見聞之通可被仰達候条、早々及御報候、恐惶謹言、
 本多佐渡守

十一月廿七日 正信(花押)

大村丹後守様

御報

◆今度上方衆逆心之刻二付御内書

今度上方衆逆心之刻、不被致同心儀、忠節之段祝着候、然者、向後為寺澤志摩守取次、一手在之、万事可被相談候也、
 慶長五年

慶長五年

九月廿八日(朱印)

大村丹後守殿

◆異国船渡海二付奉書

今度為訴訟加連うた船到長崎就令渡海、加々爪民部少輔・野々山新兵衛彼表江被遣之候、因茲面々領内浦々向後御仕置之覚書差越之候、存其趣、弥入念可申付之旨被仰出候、為其如此候、恐々謹言、
 阿部对馬守

六月三日 重次(花押)

阿部豊後守

忠秋(花押)

松平伊豆守

信綱(花押)

大村丹後守殿

◆純長公御詠歌 八十首

頭了院殿御詠歌 中院大納言通躬卿御点

月前梅

これも又人に見せはやかすむ夜の梅咲庭

の其の月影

梅の花咲し庭に霜のおけるを見て

さきかへり今朝玉霜八よのほとにちり敷梅の夜とみてまし

鶯を聞て

老らくの耳にももれぬ鶯の初音うれしき今朝の一声

郭公

年毎に聞なれしかと郭公またためつらしき今朝の一声

■『見聞集』十七「御親類弘之事」

(中略)

御入部、于時御拾六歳天正廿年十一月廿八日、文祿改元、今壬辰年御誕生なりと、今年純

頼公親族十三人を遂ハれて其所領を没収せらるゝと云々、

(朱筆)平戸二退、吉村、永村、浅村氏祖

高千四百四拾石六斗六升

大村 清助

高八百六拾八石三斗五升

大村理右衛門

(朱筆)佐藤二退、後改山崎氏

高七百拾八石六斗五升

大村六左衛門

高五百四拾六石四斗式升四合

大村伊左衛門

高四百三拾壹石五斗三升

大村七郎左衛門

高式百四拾三石五斗八升

大村勝八郎

高三百三拾九石七斗三升

大村 喜助

高百三拾九石三斗五升

大村次郎八郎

高七拾九石七斗三合

大村半次郎

高五拾六石八斗九升六合

大村六太郎

高八拾三石五斗三升

大村橘左衛門

高六拾壹石四斗四升

大村 性助

高式百壹石八斗八升

大村性五左衛門

以上拾三人

■清介親子下没交渉二付起請文

敬白天罰起請

一、去五月從清介方於当所被申越、書中口上之入組

前後聊不存之事、

一、自今已後、如何体之儀茂清介父子間与申承間敷

之事、

右之旨心中以偽於申願者

梵天・帝釈・四大天王、惣而日本國中六十余州大小神

祇、別而当所氏神富松權現・高天大明神、其外明王・

諸天八万軍神・摩利志尊天、神罰寛罰可罷蒙身体又者

子々孫々迄者也、仍起請如件、

元和七年六月十日

陣内左近(花押)

村津市佐(花押)

長与生三郎(花押)

■城内隠居屋敷作事方許容二付奉書

以上

大村城本丸二祖父並父兩代雖住宅候、其方儀者幼少

之時分二付、侍屋敷有之候、如先代右之城中致屋作

居住任度之由、絵図之通達、上聞候処、致作事可罷在

旨、被 仰出候、可被得其意候、恐々謹言、

寛永廿一年 松平伊豆守

六月廿三日 信綱(花押)

阿部对馬守

重次(花押)

阿部豊後守

大村丹後守殿

(純信)

■大村城破損箇所等普請方許可二付奉書

以上

大村城本丸乾方石垣壹ヶ所、同所南方石垣壹ヶ所、孕

候付而築直之事、二丸巽方石垣壹ヶ所、孕候付而築直

之事、二丸堀折廻埋候付而浚之事、同所巳午方外堀

埋候付而浚之事、絵図之通得其意候、以連々如元可

有普請候、恐々謹言、

延宝五巳 久世大和守

五月廿四日 広之(花押)

土屋但馬守

数直(花押)

稲葉美濃守

正則(花押)

(純長)

大村因幡守殿

■『見聞集』六「五小路由来並道程之事」

(中略)

五小路由来之事

- 一、喜前公御代、慶長四巳亥年 久島城を御経始ありて、郭外に小路を割り待屋敷を構らる、本小路・外浦小路・小姓小路・草場小路 上小路是なり、
- 一、本小路 六町拾間
- 大手前にて小路割出せし本なる故に本小路と云、

(以下略)

■『九葉美録』二十四卷

(中略)

同人宅江致同道候段相聞候、兼而旅人之儀、無故小路中江者不差通 御大法二而心得前二候処、不念之至二付、太郎右衛門儀、御口被 仰付候以来、右体間違無之様、急度相心得可申候、且又小路中徘徊 御免之旅人ハ別紙之通二候間、御番所へ張置、万一右外之旅人罷過度旨申出候ハ、差留可申候、以上、別紙同ク

(以下略)

■瀬戸御番所日帳

- 一、五月一日 無何事
- 一、同二日 右同
- 一、同三日 雪浦・神浦へ廻申候、別相替儀無御座候、

一、同四日 中浦・砂浦・七釜へ廻申候、右同、

一、同五日

一、同六日

一、同七日

一、同八日

一、同九日 松嶋 池嶋へ廻申候、別二相替儀無御座候、

(以下略)

■『見聞集』十九「外海十六ヶ所御番所之事」

(中略)

福田

大番所 在番馬廻一人^上、番船一艘^{水主}六人

加番城番一人^上、番船二艘^{水主}十人

戸町々黒崎迄此番所支配なり

瀬戸

大番所 在番馬廻一人^上、番船一艘^{水主}六人

加番馬廻一人^上、番船一艘^{水主}六人

神浦より中浦迄此番所支配なり

崎戸

大番所 馬廻一人^上、番船一艘^{水主}六人

面高より平島迄此番所支配なり

右三ヶ所、各支配之地を分て小番人の司となり、法令を正し、非常を戒め、諸廻船切手を改め、或ハ彼船を裁判し、灘状を出し、(以下略)

■大坂城石垣普請二付奉書

猶以御自身御上候義者必無用之通被仰出候、以上、

急度申入候、仍從來年三月朔日大坂御城石垣御普請被 仰付候、可有其御用意候、但、自身御上候事者御無用之由候、右之旨、依 上意御述候、恐々謹言、

安藤对馬守

九月十六日 重信(花押)

土井大炊助

利勝(花押)

本多上野介

正純(花押)

酒井雅楽頭

忠世(花押)

(純頼)
大村民部少輔殿

■大坂御普請一件二付土井利勝書状

以上

今朝者御越殊更繻珍五卷御持参候、忝奉存候、同し大坂御普請、松千世殿御手前之分、各御精入候故早速出来、御苦勞之程察入候、委曲期面談之時候、恐々謹言、

七月廿三日 利勝(花押)

■ 領知高御朱印写

肥前国彼杵郡之内四拾八箇村、都合式万七千九百石

余目録在別紙事、如前々充行之訖、全可領知者也、仍如件、

貞享元年九月廿一日 御朱印

大村因幡守とのへ
(純長)

貞享元年九月廿一日 忠当(花押)

牧野因幡守

富成(花押)

大村因幡守殿
(純長)

■ 長崎蔵入替地之目録

長崎御蔵入替地之目録

一、高式百八拾七石八斗式升式合

西村

但、田島屋敷小物成共二

一、高式百九拾式石八斗式升三合

北村

右同断

一、高式百八拾八石七斗壹升八合

あせへつとう

右同断

一、高式百八拾八石四斗九升三合

外目村

右同断

一、高三百石六斗式升四合

家野村内

右同断

合千八百九拾八石四斗九升八合

右石もり之儀、双方納得を以、此分相定候、自然出入

も可有之かと相尋候処二、檢地衆並代官衆立相にて

申合候上八、少も出入無之由、貴所内衆大村七郎左衛

門方書付ニまかせ如此相渡し候、絵図・水帳共ニ双方

へ進之候間、当物成可有御所務候、以上、

慶長十年巳

成瀬小吉

九月十一日

□(花押)

安藤彦兵衛

(花押)

大久保石見守

長安(花押)

板倉伊賀守

勝重(花押)

本田上野介

正純(花押)

大村丹後殿
(喜前)

■ 『慶長高帳』

(中略)

高百七拾四石六斗三升壹合

大村彦右衛門

此田島式拾三町式段式畝拾三歩

内四町式段六畝五歩

大村之内

分米三拾五石五斗壹升六合

同七段六畝拾八歩

郡村之内

分米七石五斗四升五合

同四町九段

波佐見村之内

分米三拾六石八斗九升

同拾三町式段九畝式拾歩

佐瀬村之内

分米九拾四石六斗八升

右分米合百七拾四石六斗三升壹合 是則知行高也

(以下略)

■ 御領知目録

肥前国

彼杵郡之内 四拾八箇村内嶋五

大村 菅瀬村 郡村 江ノ串村 千綿村

彼杵村 川棚村 波佐見村 宮之村 鈴田村

三浦村 壹岐力村 佐瀬村 長与村 時津村

滑石村 幸田村 戸町村 福田村 式見村

三重村 神浦村 雪浦村 松嶋村 瀬戸村

多井良村 中浦村 加喜浦 江嶋 平嶋

大多和村 面高村 大嶋 天窪村 横瀬浦村

河内浦村 八木原村 大串村 形上村 長浦村

西海村 日並村 浦上古場村 浦上北村 浦上家野村

浦上西村 陌刈平村 黒崎村

高合式万七千九百七拾三石八斗七升七合

右、今度被差上郡村之帳面相改及 上聞所、被成下

御朱印也、此儀兩人奉行依被 仰付執達如件、

本多淡路守

■『慶長十七年壬子諸士高帳』

(中略)

大村彦右衛門祖父・実父

右四口合四百斛

大村彦右衛門

一、九拾一石八斗式升式合六勺六才

波佐見藤河

一、百三拾二石五斗四升一合七勺八才

同村田頭

一、四拾一石四斗六升七合九勺五才

同村平瀬

一、四拾八石三斗七升

大村

一、八拾六石七斗九升七合七勺

天窪村

右五口合四百斛

大村式部祖父

大村拾右衛門

一、百貳拾三石一斗五合四勺

音琴村

一、四拾石九斗九合

波佐見請代

一、拾四石七斗六升八合

松嶋村

一、百九拾壹石

日並村

一、九斛

郡村

右五口合四百石

福田孫右衛門祖父

福田枕流

(以下略)

■『見聞集』五十三「百姓並商人之事」

(中略)

一、八月より四月迄商売有之事

一、打綿直段、年々相場次第高下有之事、

一、紙屋一軒有之、一ヶ年付連上銀壹枚充相定候、

一、紙者他領を調売出申候事、

一、他所を持来町中商人二相渡候紙二一切判形仕、口

銭取申候事、

一、目籠札三拾枚有之、一枚二付一ヶ年連上銀六匁充

二相定有之事、

一、目籠商売、肴諸色受置ふりこり仕候事、

運上無之商人

一、呉服屋四軒有之、其外小商人ハ相定無之、

一、呉服物一切京・大坂・長崎・佐嘉を調置売出候事、

一、呉服物直段、年々元買相定二商売仕候事、

一、油屋一軒有之、其外小商人相定無之、

一、油者、木ノ実・種油・鯨油商売仕候事、

一、油直段、年々元買相定二売出申候事、

一、魚屋五軒有之、其外二小商人ハ相定無之、

一、魚類、外海・内海・長崎・諫早を調置売出候

(以下略)

■本町之船賃水主賃等二付定

定 本町

一、当町より長与・時津・彼杵へ渡之事、三枚帆船賃銀

子壹匁、但、帆壹端二付三分三リン、右之算用を以、

四枚・五まい帆以上之船賃可請取事、

一、水主老人二付銀子壹匁四分、

一、便船老人二付銀子貳分、荷物壹荷に貳分、

一、伊木力渡海之事、三枚・四まい帆船水主共二賃銀

壹匁、便船者老人二付壹分、

一、河たなへ渡海之事、三まい帆船ちん銀子壹匁貳分、

但、帆壹端二付四分、右之さん用を以四まい・五枚

帆以上之ふなちん可請取事、

一、水主老人二付賃銀壹匁七分、

一、便船老人二付銀子貳分五厘、荷物壹荷にも壹分五

厘、

一、ちわたへ渡海之事、三枚帆船賃銀子八分、但、帆壹

端二付貳分七厘、右之さん用を以四まい・五枚帆以

上之船賃可請取事、

一、水主老人二付賃銀壹匁四分、

一、便船老人二付銀子壹分五厘、荷物壹荷にも壹分五

厘、

一、当町よりいさはやまで駄ちん一疋二付銀子壹匁三

分五厘、ちわたへ八匁八分、彼杵へ八式匁分五

厘

右之条々相背者於有之者、曲事二可申付者也、

未四月

■五教館治振軒御創建

(中略)

四月廿三日

一、広瀬謙吉、今日登城、

九月九日

一、豊後日田広瀬求馬与申儒者、此方江被召呼度、先

頃本田鉄八郎罷登及相談候処、朔日下着二付、片町

取切酒屋屋渡辺茂右衛門宅江被差置候、

九月十日

一、右三付、求馬儀、鉄八郎同道登城、於御書院御

目見、

同年九月 日

一、朝川鼎先生、今日爰許出立、御内外を被下物有之、

同月廿四日

一、広瀬謙吉、当四月此方江被召呼罷下居候処、明後

廿六日

太守様 御発駕之節、御一同出之、大坂迄御供いた

し罷歸候付、館中段々御世話申上候付、御挨拶被

下物有之、

(中略)

■五教館学業出精二付褒状

大村為次郎江

其方儀、去春以来日々五教館江相詰学業致出精、近

来格別上達之沙汰二相聞候、館中之儀者諸生修行専

一之場所二候得者、万事寒素ハ勿論之事二候、乍然、

其方身柄茂有之候に、無其厭出精及上達候段、甚神妙

之至候、仍而以書付賞候、尚此上出精可有之候、

■五教館御用掛被仰付二付口上

口上

昨日御自分様江御役頭を御達二付、御名代相勤候処、

五教館御用掛被

仰付候、此段申上候、昨日混雜取紛失念仕候付以書

中申上候、以上、

十一月十二日

■伴天連請取状

一、南蛮伴天連彦人

同宿 式人

日本名助之丞
へやとへんと
日本名宗兵衛
へやとるいす
日本名源兵衛
へやとあんてれ
日本名小左衛
門へやとほうろ
日本名六兵衛
へやとしやかうへ

一、日本伴天連彦人

同宿 彦人

已上

右人数五人、慥請取申候、何時成共御左右次第

進上可申候、為其如此御座候、

大村泰千代内

嶺伊右衛門(花押)

寛永十年酉ノ六月廿六日

曾我又左衛門尉様

同今道茂右衛門(花押)

今村伝四郎様

■每月上之事 宮村

每月上之事 宮ノ村

一、彦月二両度宛御法度書之趣、慥ニ村中ノ者彦人

二而も残不申候様申渡シ、承引仕候事、

一、同月彦度宛村中彦人二而も無残大明神江社参仕

候事、

一、同月両度宛村中彦人も不残寺参可被事、

一、同月両度宛村中彦人二而も不残所々江坊主申請

茶講仕す、め承候事実正也、仍月上如件、

万治貳年 宮ノ村横目

亥ノ霜月廿八日 松尾九左衛門(花押)

大目付衆 藤田七左衛門殿

同 小佐々勤左衛門殿

同 今村源太左衛門殿